

令和6年2月7日
危機管理部

世田谷区災害対策基金条例の一部を改正する条例について

1 主旨

地域行政推進条例に基づく次期地域行政推進計画の策定を機に、総合支所・まちづくりセンターの機能強化を含めた、地域防災力の向上を図るため、地域・地区の特性を踏まえた災害対策の強化が急務となっている。

また、近年のコロナ禍を踏まえた感染症対策を行いながらの避難所運営や都の公表した新たな被害想定を踏まえた在宅避難の普及啓発の更なる推進、スマートフォン等の情報通信、伝達のための電源確保をはじめとした在宅避難者の支援体制強化が求められている。

一方、現行の災害対策基金は、「災害応急対策及び災害復旧に要する経費の財源に充てるため」に設置（世田谷区災害対策基金条例第1条）されており、基金の用途は発災後の復旧に資するための経費に限られている。

しかしながら、平成23年の東日本大震災以降、大規模災害が発生した際には災害救助法が区市町村単位で適用され、その復旧経費は全額国庫負担となる取扱いが通例化しているため、発災後の区の災害対策基金の用途は限定的である。

こうした状況の変化を踏まえ、本基金をより有効かつ柔軟に活用し、災害への備えや体制の整備に資する取組みを計画的に推進できるよう、用途を拡充する条例改正を行うこととし、同条例の一部を改正する条例を令和6年第1回区議会定例会に提案する。

2 過去の経過

年月	事象	備考
平成7年3月	世田谷区災害対策基金（旧基金）設置	阪神・淡路大震災の課題を踏まえ、災害対策物品購入を円滑かつ効率的に行うことを目的とした定額運用基金として設置
平成20年4月	・旧基金廃止 ・世田谷区災害対策基金（現行基金）設置	物品配備がある程度進んだこと等を鑑み、発災直後の復旧・復興にかかる役務等に用いることを目的とした積立基金として新たに設置

3 主な改正内容

(1) 基金使途の拡充

従来の使途に加え、災害への備えや体制整備に資する取組みに対して、計画的に活用するものとする。

(例)・地域・地区の防災力向上に向けた取組み

- ・在宅避難の普及啓発・推進
- ・在宅避難者支援の強化
- ・避難所運営用物品の購入 等

4 改正案

別紙「新旧対照表」のとおり

5 施行予定日

令和6年4月1日

6 今後のスケジュール (予定)

令和6年2月 令和6年第1回区議会定例会 (条例改正案の提案)
4月 改正条例施行

世田谷区災害対策基金条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区災害対策基金条例 平成20年3月11日条例第14号 世田谷区災害対策基金条例 (設置の目的)</p>	<p>○世田谷区災害対策基金条例 平成20年3月11日条例第14号 世田谷区災害対策基金条例 (設置の目的)</p>
<p>第1条 <u>災害予防</u>、災害応急対策及び災害復旧に要する経費の財源に充てるため、世田谷区災害対策基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>	<p>第1条 災害応急対策及び災害復旧に要する経費の財源に充てるため、世田谷区災害対策基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>
<p>(積立て) 第2条 基金として積み立てる額は、予算の範囲内で区長が定める。</p>	<p>(積立て) 第2条 基金として積み立てる額は、予算の範囲内で区長が定める。</p>
<p>(管理)</p>	<p>(管理)</p>
<p>第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。</p>	<p>第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。</p>
<p>2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。</p>	<p>2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。</p>
<p>(運用益金の処理)</p>	<p>(運用益金の処理)</p>
<p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、世田谷区一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。</p>	<p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、世田谷区一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。</p>
<p>(繰替運用)</p>	<p>(繰替運用)</p>
<p>第5条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p>	<p>第5条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p>
<p>(処分)</p>	<p>(処分)</p>
<p>第6条 基金は、第1条に<u>規定する</u>目的に必要な場合、その一部又は全部を処分することができる。</p>	<p>第6条 基金は、第1条<u>の</u>目的に必要な場合、その一部又は全部を処分することができる。</p>
<p>(委任)</p>	<p>(委任)</p>
<p>第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。</p>	<p>第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="219 177 315 209">附 則</p> <p data-bbox="129 221 1099 344">1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。 2 世田谷区災害対策基金条例（平成7年3月世田谷区条例第7号）は、廃止する。</p> <p data-bbox="219 357 315 389"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="154 402 819 434"><u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1211 177 1308 209">附 則</p> <p data-bbox="1131 221 2101 344">1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。 2 世田谷区災害対策基金条例（平成7年3月世田谷区条例第7号）は、廃止する。</p>